

昭和46年5月7日

全国社会福祉協議会会长
齋 尾 弘 吉 殿

福祉教育研究委員会
委員長 重田信一

福祉教育に関する中間答申

福祉教育の概念について

本委員会に諮問のありました福祉教育について、研究をすすめてまいりましたが、このほど福祉教育の概念についての考え方があつまりましたので、ここに中間答申として提出いたします。

本文

1 二つの用法と基本的的前提

福祉教育ということばは、これまで、時と場合によっていろいろの意味合いをもって用いられてきた。たとえば、地域の社会福祉協議会がおこなうボランティアのための講座から、時には大学における社会福祉の専門教育などにまでおよぶ、かなり包括的な概念として恣意的に使われてきている。しかしながら、その主要な用法を整理すると、およそ次の二つに分けることができるようである。

第一には、社会福祉のわく組みの中で、社会福祉のもつ意味についての一般市民の理解を深め、その制度に関する知識を普及する目的をもって、地域住民に対しておこなわれる教育活動である。第二には、教育（とくに学校教育）の体系の中で、生徒に社会福祉の理念と制度についての理解をえさせるための試みを示すものとしての福祉教育である。

第一の意味での福祉教育の主たる担い手は、それぞれの地域社会における社会福祉協議会であるとされているが、一般的には、社会福祉にかかわるすべての人や機関が、対市民活動

として常に心がけなければならないものであるとして理解されてきた。第二の意味での福祉教育は、これまで各地の小、中、高等学校や教育委員会において展開されてきた「福祉教育研究普及校」の活動などがこれにあたる。

以下の検討においては、上の第一の意味の福祉教育に重点をおいて吟味することとし、今後本委員会がこのことばを用いる場合に、どのような基本的的前提と理解にもとづかねばならないかについて考察する。

そのための手がかりとして、福祉教育と類推的に対比して考えてみると興味深いことばに、衛生教育がある。衛生教育は、一般大衆に対して衛生知識の普及をはかると同時に、正しい意味での健康を追求する態度を市民が身につけ行動に表わすのを助けるための教育活動だとされている。その場合の教育対象は個人であり、その教育目標は、自分自身の健康を守り高めるのにはどうしたらよいかという、きわめて身近でわかりやすい、しかも、直接的にひとつアピールする内容のものである。そして、衛生教育の主たる担い手、あるいは機関としては、保健所、市町村の保健婦があげられる。したがってそれは、公衆衛生活動の一環として展開されているといってよからう。

それとの対比の関係において福祉教育を考えてみると、そこには衛生教育におけるほどの具体的なイメージがわいてこないことをみてとることができる。

たとえば、それを一般大衆に対して福祉知識の普及をはかり、かつ福祉への態度を行動にあらわすための継続的な教育活動というように規定してみても、「自分自身の福祉を守り高める」ということの意味は、健康を守るという目標に比べて、きわめてあいまいである。

しかも、伝統的に社会福祉のしごとが、まだ、みずからの課題としてよりも、他の恵まれない人たちに対する慈惠救済的活動として観念されている状況下において、健康をみずからの問題としてとらえようとする衛生教育の対概念として福祉教育を設定しようとすることは、きわめて困難であるかのようにみえる。これまでのいわゆる福祉教育が社会福祉の側から他のひとに社会福祉を知つてもらうための広報活動の域をあまり出ていないのも、この辺に理由があるのかも知れない。

2 生存権的基本権に照らして

しかしながら、現代社会における社会福祉の理念に照らして住民と社会福祉のかかわりあいをみなおしてみると、この一見あいまいに見え、さらには自分より他者のための救済福祉活動と見えるものが、実は、地域社会全体の問題であり、その構成員のひとりひとり、そし

てその中の一員として自分の問題にかえってくることがわかる。

その意味はこうである。未曾有の経済成長とそれに伴う大きな社会変動下に、古典的な社会問題としての貧困問題は、量的に減少し質的にもかなり様相を異にするものとなつたが、その反面で、国民大衆の生活の諸方面にかかる社会的ニードは多様化し、それへの対応策は、一部の経済的に恵まれない人びとのための社会福祉から、国民を包括的に対象とする社会福祉へと変化しつつある。たとえば、公害というものを例にとってみると、その衝撃を受ける地域住民のすべてにとってその健康がおびやかされ、かつ生活上の福祉が侵害される危機をもたらしている。そこでは、みずからの健康の問題は、同時にみずからの生活全体の福祉につながる問題であり、健康と福祉が切りはなせないものとして、地域住民の生活実態になってきていることを見てとることができる。

この課題の解決を住民が社会に対して要求し、そのニードを充足するだけの社会的サービスを確保することは、実態にもとづく国民の生存権的基本権に照らして当然のことだといわなければならない。

そして、それを可能ならしめるための最も基本的な条件は、社会福祉をかかるものとして、住民のひとりひとりが自覚的に理解し、住民が、みずからの手で福祉要求のための社会的な運動を組織し、それを継続的に展開することである。

しかしながら、一般的に地域住民がこのような自覚的理解を身につけて、福祉への指向をその日常の生活行動の中にとり入れができるようになるためには、社会福祉をよく理解している者の手による、側面的な教育的援助が必要である。福祉教育が要請されるのは、まさにこの局面においてであるといえよう。

3 定義づけとその意味

以上の考察のうえにたって、福祉教育を定義づけるとすれば、次のようになる。

「福祉教育とは、憲法にもとづく社会的基本権としての生活上の福祉の確保をさまたげる諸問題を解決し、かつ、住民の生活における福祉を増進するために、地域社会における住民が、それをみずからの、および、住民共通の課題として認識し、そのうえにたって、福祉増進の住民運動を自主的・継続的に展開するのを側面的に助けることを目的としておこなわれる教育活動である」

かかる観点にたって、先に見た従来の用法による福祉教育を点検してみると、そのいづれもが、まだ社会福祉についての広報活動か、せいぜい小さな親切運動的なものの域を脱して

なかつたことが明らかであるといえよう。広報活動が、教育のための手段もしくは方法として重要なものであることは明らかであるが、それが「教育」につながるためには、それを通して、さらに福祉を指向する住民が、態度を主体的に獲得するのを継続的に援助するという過程が伴つていなければならないのである。

要するに、福祉教育は、社会福祉の機関や専門家が住民に社会福祉を教えるという他律的な啓発活動ではなく、地域住民自身が福祉を自分の問題として主体的に認識し、行動するという自己教育の過程である。それはまた、社会福祉に関する現存の制度やサービスについての平板な説明に止まるべきものではなく、住民の日常生活面での権利擁護の観点から、制度や政策を批判的に検討し、その問題点を克服するための住民の実践意欲を建設的方向で高めていくような教育活動でなければならない。

この場合、権利を擁護するということの意味は、自分自身の生活権を守ることとともに、それが、他人の権利を守ること、および、それを通して、地域住民が「共に生きる」経験をもつことにもつながることを意味している。だから、単に、自分さえよければよいとする考え方とは、まったく異なるものである。それと同時に、他人に対する個人の親切心や善意にもとづく諸活動も、それが単に主觀的・恣意的なものに止まることなく、上述のような観点から、権利としての住民の福祉を守るためのものとして、社会的に資源化されるところまで高めていくことが大事であり、そういう考え方を住民が身につけることこそ、福祉教育の課題なのである。

かくて、福祉教育のあるべき姿が、住民自身の自己教育であるとすれば、その主体は、住民自身ということになる。しかし、住民の福祉教育を推進する役割を果たすべき、地域社会の諸資源の重要性を見落してならないことはいうまでもない。かかる資源として、最も重要な働きをすることが期待されるものに、社会福祉協議会、公私の保健福祉施設および機関、社会教育施設、学校等がある。なかでも、社会福祉協議会は、福祉教育の推進体として、最も重要な任務を担っているといってよいであろう。

もっとも、社会福祉協議会が福祉教育を推進する場合にも、上に述べた意味での自己教育を助長するものでなければならないことは、いうまでもない。また、その地域における福祉教育がその理念に照らして系統的・合理的に行なわれるよう、各種の福祉教育活動を統合・調整する役割を担っていることも忘れてはならない。

社会福祉施設が、福祉教育において果たすべき役割の重要性も、また、論をまたないところである。このことの意味は、最近、その認識がたかまりつつあるが、その方法につい

ては、まだ、体系的にまとめられる段階に至っているとはいえない。今後の施設における施設利用者に対する処遇の過程を通じて、福祉教育的課題を追求し、その内容と方法を明らかにすることが要請される。

ところで、社会福祉の全体系のなかで、福祉教育を、どこに、どのように位置づけたらよいか。この点について、ここでは、一応、以上の考察から、それは社会福祉のなかの地域福祉の分野における重要な方法論の一つであるというように規定しておきたい。このことについては、今後に向けて、福祉教育の実体が明確化され、その内容が整理されるのを待って、改めて検討されるべきものと考える。